

# 業務の状況に関する説明書類

## 【第39期】

〔 令和 5年 4月 1日から  
　　令和 6年 3月 31日まで 〕

この説明書類は、金融商品取引法第66条の39の規定に基づき、  
全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作  
成したものです。

株式会社 日本格付研究所

## I. 当社の概況及び組織に関する事項

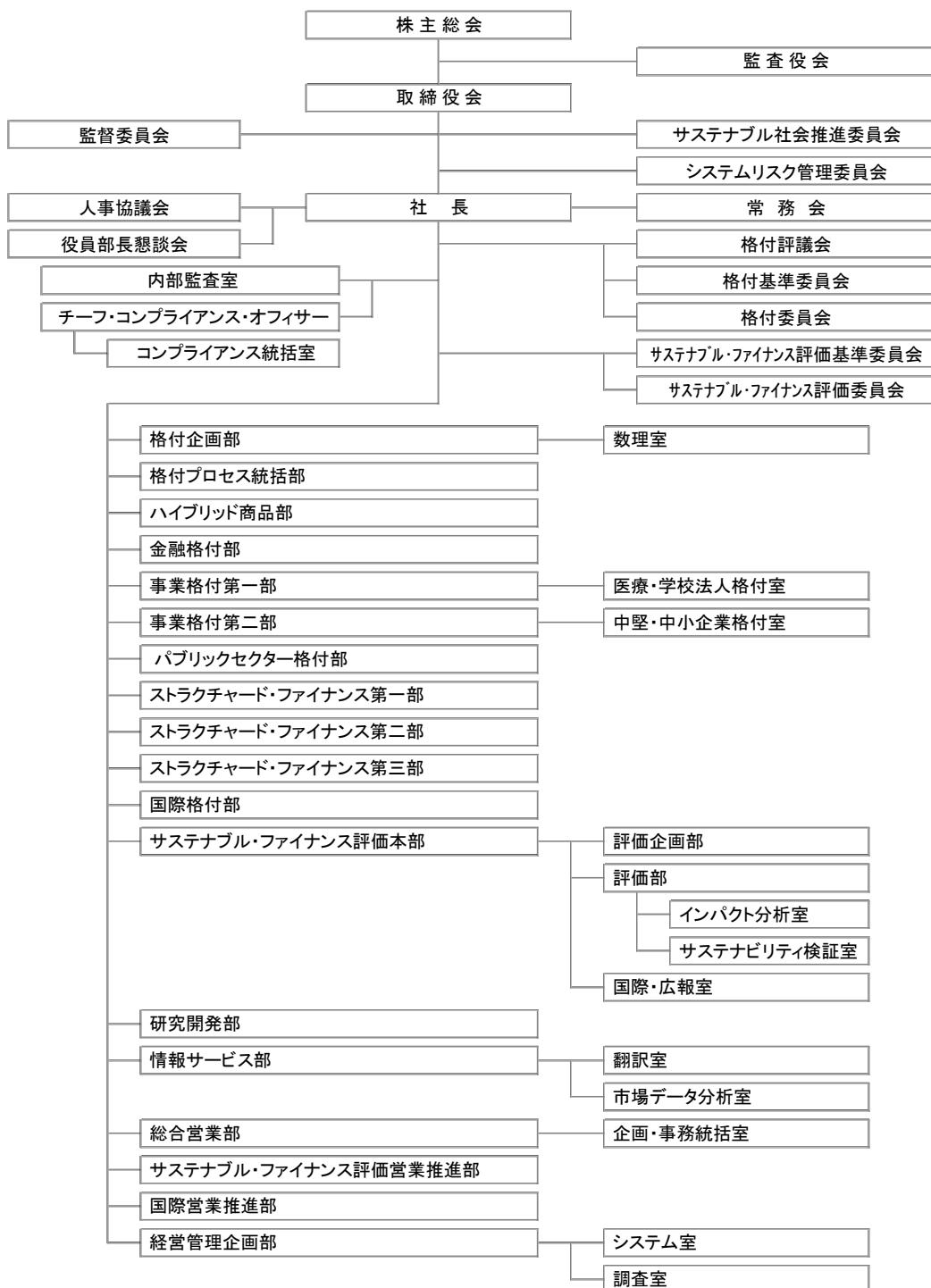
### 1. 商号

株式会社日本格付研究所

### 2. 登録年月日及び登録番号

平成 22 年 9 月 30 日（金融庁長官（格付）第 1 号）

### 3. 組織の概要



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び  
総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	議決権割合
株式会社時事通信社	2,060 株	17.64%
J C R 従業員持株会	1,557	13.33
株式会社共同通信社	1,220	10.45
J C R 役員持株会	323	2.77
住友生命保険相互会社	280	2.40
明治安田生命保険相互会社	280	2.40
朝日生命保険相互会社	280	2.40
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	280	2.40
三井住友信託銀行株式会社	280	2.40
東京海上日動火災保険株式会社	260	2.23
損害保険ジャパン株式会社	260	2.23

5. 役員の氏名又は名称

役 職	氏 名
代表取締役社長	高木 祥吉
常務取締役	松村 省三
取締役	飯沼 春樹
取締役	杉山 秀二
取締役	増井 喜一郎
監査役	藤塚 明
監査役	川合 正
監査役	中島 康晴

## 6. 信用格付業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区銀座五丁目15番8号 時事通信ビル

## 7. 他に行っている事業の種類

事業の種類
(関連業務) ・取引先財務力評価サービス ・J C R 中堅・中小企業格付 ・信用リスク推定モデルの開発・提供 ・地方公共団体等向け金融機関財務力評価 ・私的格付及び特定者向け信用力評価 ・仮定に基づく信用力評価 ・サービス格付 ・信用格付に関する一般的情報・知見の提供 ・契約者に対する信用格付情報その他の情報提供 ・サステナブル・ファイナンス評価 ・ファンド・ポートフォリオ格付
(その他業務) ・セミナー等の運営

## 8. その他内閣府令で定める事項

### (1) 法令等遵守責任者の氏名

氏 名
炭 谷 健 志

### (2) 信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の氏名

氏 名
濤 岡 由 典
窪 田 幹 也
杉 浦 輝 一
宮 尾 知 浩

(3) 監督委員会の委員の氏名

氏名
乾 孝治 (独立委員)
杵淵 敦 (独立委員)
松村省三
濤岡由典

## II. 業務の状況に関する事項

### 1. 当期における業務の概要

格付のすべての部門（居住者、非居住者、ストラクチャード・ファイナンス）で手数料収入が前年度を上回りました。

純新規で格付を取得する発行体の増加が顕著で、中でも非居住者格付部門の増加が目立ちます。ストラクチャード・ファイナンス部門でも外資系証券会社がアレンジャーとなる案件、裏付資産が海外に所在する案件などグローバル化が着実に奏功しています。

これらの結果、格付手数料収入は、前期に続き過去最高を更新しました。

### 2. 業務状況を示す指標

#### (1) 売上高

区分	金額
売上高	3,390 百万円
信用格付行為の役務の対価	2,210
信用格付行為以外の役務の対価	1,180

(2) 信用格付業者が一の格付関係者から信用格付業に係る売上高の百分の十を超える手数料を得ている場合には、当該格付関係者の氏名又は名称  
該当はありません。

#### (3) 金融商品又は法人の信用状態の変化に関する統計その他の情報

当社のウェブサイトのサブカテゴリー「格付関連情報」の「累積デフォルト率等」  
[\(https://www.jcr.co.jp/rrinfo/default/\)](https://www.jcr.co.jp/rrinfo/default/)をご参照ください。

#### (4) 付与した信用格付（信用格付業者として付与した日から1年以上経過したもの）の履歴に関する情報

当社のウェブサイトのサブカテゴリー「会社案内」の「金融商品取引法に基づく開示事項」内「格付履歴情報」  
[\(https://www.jcr.co.jp/service/company/regu/docs/\)](https://www.jcr.co.jp/service/company/regu/docs/)をご参照ください。

#### (5) 関連業務及びその他の業務の状況

関連業務の売上高は合計で1,180百万円、その他業務からの売上高はありません。

(6) 格付アナリストの総数

64名

### 3. 信用格付業者と格付関係者との間の一般的な手数料の体系

- (1) 事業法人、金融法人及び医療機関等の格付手数料は、発行予定の債券等（長期債、CP等）の種類毎に、格付の新規付与時（当初格付手数料）、格付の維持（格付維持手数料）、債券の発行時（発行基本手数料及び発行比例手数料）の区分に応じて設定されています。債券発行時の発行比例手数料は、その発行金額によって変動し設定されます。
- (2) ストラクチャード・ファイナンス商品への格付手数料は、格付の新規付与時（当初格付手数料）、格付の維持（格付維持手数料）の区分に応じて設定されています。当初格付手数料は、格付対象商品の金額によって変動し設定されます。格付維持手数料は、裏付資産、分析手法及び格付水準をモニタリングする頻度に応じて定額にて設定されます。

### 4. 報酬の決めに関する内容

- (1) 主幹事会社との間で報酬の決めが行われる場合には、その一般的な内容  
主幹事会社との間で報酬の決めを行っておりません。
- (2) 格付関係者から格付を付与する役務以外の役務の提供の対価を取得した場合には、  
当該対価が年間売上高に占める割合  
格付関係者から取得した「格付を付与する役務以外の役務の提供の対価」が、年間  
売上高に占める割合は、14.6%です。

### III. 業務管理体制の整備の状況

#### 1. 格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関与する場合において、当該格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するために講じる措置

格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するため、当社では、信用格付を決定する合議体である格付委員会及び格付評議会（以下「格付委員会等」といいます。）の構成員の3分の1以上は、連続して、同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付に係る格付委員会等の決議に参加することができないこととしています。なお、資産証券化商品以外に対する信用格付の場合、同一事業年度内に当該信用格付と同じ対象に2以上の信用格付を付与したときは、当該2以上の信用格付を1の信用格付とみなすこととしています。

#### 2. 信用格付業の業務の適正を確保するための体制の整備に係る措置

以下の措置をとっています。

- (1) 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備  
取締役会で定めた役割の分担及び取締役相互の牽制により、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとり、各役員は職務執行の適正性及び効率性に関して取締役会に報告します。また、監査役会は内部監査部門と密接に連携することによって、取締役の職務執行における適正性及び効率性について監査を行います。
- (2) 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備  
取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、決裁文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、文書の保存及び機密情報の管理に係る社内規程等を定め、それに従い適正に管理、保存しています。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるようにしています。
- (3) 付与した信用格付と異なる信用格付を提供し、又は閲覧に供することを防止するための体制その他の信用格付行為に関する事務処理の誤りを防止するための体制の整備  
付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供するための事務手続その他の信用格付行為に関する事務手続を定めた各種マニュアルを定め、その周知徹底を図っています。内部監査部門は当該事務手続を定めた各種マニュアルの遵守状況の監査をし、その結果を取締役会に報告しています。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備  
コンプライアンス・情報セキュリティ及び内部者取引等に係るリスクを未然に防止するため役職員に対し毎年研修を実施するとともに、災害又は障害等リスク発生時の対処方法として危機管理マニュアルを作成し、配布しています。内部監査部門は部署毎にリスク管理状況の監査をし、その結果を取締役会に報告します。

### 3. 法令等遵守を確保するための措置

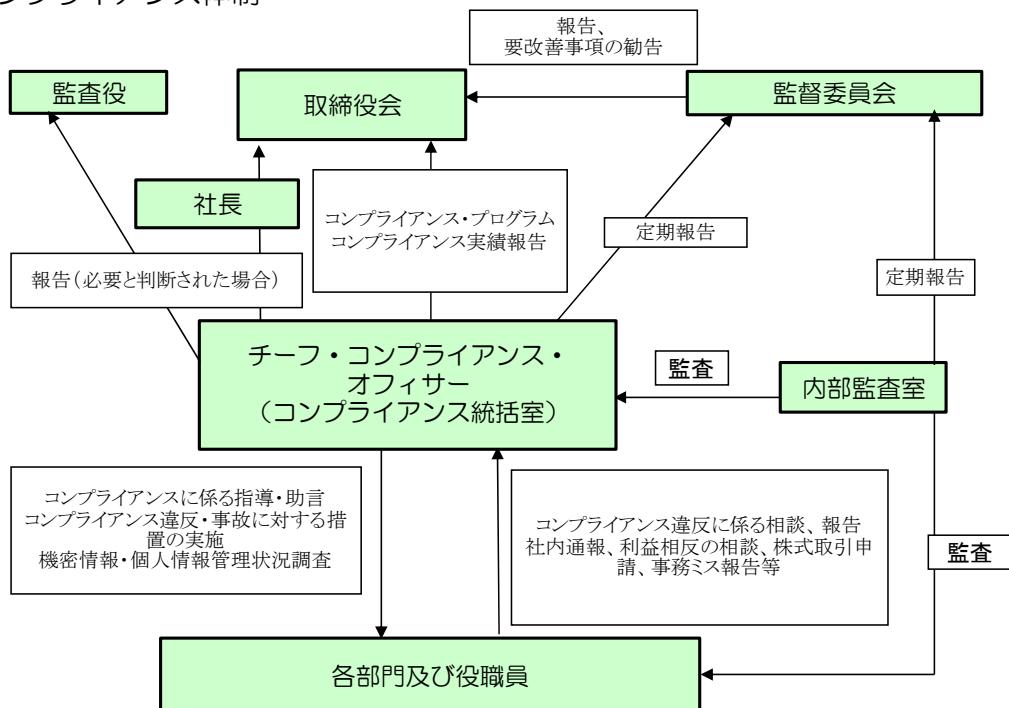
#### (1) コンプライアンスへの取り組み

当社は、その業務運営に係る基本原則に則り適正に業務を遂行するために、適切なコンプライアンス体制を構築し、その徹底を図ることを経営の最重要課題の一つとして位置づけています。当社の役職員は、信用格付の社会的責任の重要性を充分に認識し、高い職業倫理を持ち、公正かつ適切に業務を遂行すべく、法令及び当社の定める諸規程（以下「社内規程等」と言う。）の遵守には細心の注意を払い、厳格に対応しなくてはなりません。当社では、コンプライアンス体制及びその手続を定めるとともに、役職員が守るべき基本的遵守事項を定め、以下のコンプライアンス体制の下、周知徹底を図っています。

#### (2) コンプライアンス体制の枠組み

当社のコンプライアンス体制の枠組みは、下図に示すとおりです。当社では、法令等遵守に係る内部管理は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが一元的に管理する仕組みとなっており、その直接の監督は監督委員会が行っています。チーフ・コンプライアンス・オフィサー等は次のような職務を担っています。

コンプライアンス体制



##### ① チーフ・コンプライアンス・オフィサー

- イ コンプライアンス・マニュアルの作成、コンプライアンスに係る研修の定期的な実施を通して役職員のコンプライアンスに係る理解の促進、法令等遵守意識の醸成及び向上を図ります。
- ロ 年度毎の業務実施計画を定めたコンプライアンス・プログラムを策定し、プログラムに従って、法令等遵守状況全般につき定期的に調査及び検証を行います。
- ハ 監督委員会に対して、期中に実施した業務及び法令等違反の報告等を行います。

##### ② 監督委員会

- イ 法令等遵守を含む当社が信用格付業者として整備しなければならない業務管理

- 体制の要件を満たすための措置が適切に講じられることを確保するため、外部の独立委員を含む監督委員会を設置しております。
- 監督委員会は、監督委員会開催の都度、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、内部監査室長並びに必要に応じてその他役職員より所管業務の報告・説明を受けます。当該報告・説明に基づき、業務管理体制に係る改善が必要と判断した場合には、改善勧告を取締役会に対して行います。この場合、取締役会は監督委員会からの改善勧告に基づき、適切な改善策を講じます。
  - ③ コンプライアンス統括室
    - イ チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指示の下、コンプライアンス事項の立案、運営に係る事務を行います。

#### 4. 信用格付の付与に係る過程の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する次に掲げる措置

##### (1) 格付アナリストの採用及び研修に関する方針

当社は、格付アナリストには信用格付業務の専門家集団の一員として、信用格付業務を適正かつ円滑に遂行しうる専門的知識及び技能を有する者又は有する資質のある者で、高い水準の公正性と誠実性を維持する資質のある者を採用します。

当社は、格付アナリストに対し定期的に研修を実施し、当社の方針及び諸規程に関する理解を徹底し自己の責務を正しく認識させるとともに、職務を正確かつ迅速に遂行するために必要な専門的知識及び技能の習得とその向上を図ります。

##### (2) 格付アナリストの配置

格付アナリストの配置は、当社の事業運営方針及び業務量等を勘案の上、信用格付業務の適正かつ円滑な遂行に支障をきたさないように行います。経営管理企画部長は各部室長より要員に関する要望を聴取の上、社長及び担当役員とも協議し、各事業年度の要員計画を策定します。格付アナリスト配置については要員計画に基づき行います。

##### (3) 信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するため講じる措置

当社では、信用格付の付与に用いられる情報について十分な品質を確保するための方針及び手続（以下「情報品質確保方針」といいます。）を定めています。信用格付の付与を担当する部室は、情報品質確保方針に従い、個別の案件につき採りあげの可否を判断します。また、信用格付を決定する格付委員会等では、審議にあたり、情報品質確保方針に則り十分な品質を確保できているか否かにつき、点検することとしています。用いられる情報について十分な品質を確保できていると認められない場合は信用格付を付与しません。

##### (4) 格付け方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置

当社では、格付け方針等を決定する合議体である格付基準委員会を、格付け方針等の妥当性と実効性の定期的な検証を目的に、定期的に開催することとしています。また、経済情勢、各種制度等、格付対象を取り巻く環境に、重大な変化が生じた可能性があると判断される場合、デフォルト率・格付推移の動向、又はモデル

の検証結果に重大な変化が生じたと判断される場合、資産証券化商品につき原資産の信用状態の特性が変化した可能性があると判断される場合に、格付基準委員会を随時開催することとしています。

- (5) 格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置

当社では、格付付与方針等について重要な変更を決定する場合、同時に当該変更に伴い格付の見直しが必要となる個別格付の範囲及び見直しを完了すべき期限を決定すべきこととし、これを当該変更の公表後遅滞なく公表することとしています。

- (6) 資産証券化商品（当該資産証券化商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合に限る。）の信用状態に関する評価を対象とする信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置

当社では、資産証券化商品の信用格付の付与を担当する部室が、当該資産証券化商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なると認める場合、適切な経験を有する複数の上級管理者を構成員に含む検討機関で、案件採りあげの可否につき審議を行います。また、案件採りあげ後、当該案件に係る信用格付を決定する格付委員会等において、審議対象の資産証券化商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合、信用格付の適正な付与が可能か否かにつき、点検することとしています。過去に信用格付を付与した資産証券化商品と設計が著しく異なる資産証券化商品についてその複雑性若しくは設計、又は資産証券化商品の裏付資産に関する確実なデータの欠如等によって、信頼できる信用格付を付与することに重大な疑念がある場合は、信用格付を付与しません。

- (7) 付与した信用格付に係る検証及び更新を適かつ継続的に実施するために講じる措置

当社では、更新の対象とならない信用格付を除き、信用格付の格付対象の状況を常時監視し、必要に応じて信用格付の見直しを行います。また、格付対象の業績如何にかかわらず、定期的に信用格付の見直しを行います。信用格付の付与を担当する部室は、信用格付の定期的な見直しの進捗状況を、定期的に検証することとしています。また、資産証券化商品の信用格付については、見直しのための分析・評価を、当初信用格付を担当した格付アナリストのチームとは別のチームに担当させます。

## 5. 特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要

当社では、公正かつ中立的な信用格付を付与し提供するため、特定行為及びその利益相反回避措置について定め、当社のウェブサイトのサブカテゴリー「利益相反管理方針」

([https://www.jcr.co.jp/pdf/dm66/conflicts-of-interest-management-policy\\_jp\\_20191216.pdf](https://www.jcr.co.jp/pdf/dm66/conflicts-of-interest-management-policy_jp_20191216.pdf))においてその詳細を公表しています。

**6. 信用格付業者の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するために講じる措置**

当社は、当社の役職員でなくなった格付アナリスト（以下「退職者」といいます。）が格付関係者に就職した場合、当該退職者が格付担当者として関与した当該格付関係者に係る信用格付につき妥当性を歪める行為がなかったかを、格付アナリストからなる検証チームに検証させ、必要に応じ格付委員会に検証結果を報告させ、信用格付の見直しを行います。

**7. 関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置**

当社では、関連業務及びその他業務に係る行為のうち、信用格付行為に不当な影響を及ぼすおそれのあるものを下記の通り特定し、措置を定めています。

- (1) 依頼人又は顧客窓口が信用格付の格付関係者となりうる関連業務等に係る行為につき、関連業務等に係る業務上の関係の存否又はその可能性への配慮により信用格付行為が影響を受けることを防止するための措置を講じる。
- (2) 仮定された事象の将来における実現を前提とする評価の付与を主に行う関連業務等に係る行為及び依頼人に指導の要素を含む知見の提供を行う行為につき、実質的な助言行為の防止のための措置を講じる。
- (3) 信用格付の評価対象となりうる金融商品又は法人等の信用状態に関する評価を付与し当該信用格付の格付関係者となりうるものに提供する行為につき、将来の信用格付の約束の防止のための措置を講じる。
- (4) 信用格付の評価対象である金融商品又は法人等に関する評価の付与又は情報の提供を行う行為につき、必要に応じ、その機密情報管理の徹底のための措置を講じる。

**8. 資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるために講じる措置**

当社は、資産証券化商品の信用格付について第三者が独立した立場で妥当性を検証できるよう、裏付資産の種類別に、第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目を整理して公表します。

また、当社は、資産証券化商品に対し新規に信用格付を付与する場合、格付関係者に対し、当該資産証券化商品に関する情報の開示を働きかけます。

当社が資産証券化商品に対し付与した信用格付を公表する場合、当該資産証券化商品に関する情報の開示の働きかけの内容及び当該働きかけの結果を、当該付与に係るプレス・リリース等の公表文に記載します。

**9. 信用格付業者の役員及び使用人の報酬等の決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置**

チーフ・コンプライアンス・オフィサー及び格付担当者の報酬等の決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するため、内部監査室は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの評価が当社の業務の実績の影響を受けていないこと、及び、格付担当者の評価が担当する格付先の格付手数料の影響を受けていないことについて、評価の都度、検証を行っております。また、内部監査室は、当該検証作業実施に際し、当該報酬等決定方針の見直しを併せて行うことになっています。

**10. 格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するために講じる措置**

当社では、信用格付に係る手数料交渉は営業担当部の専管事項とし、格付担当者は、格付依頼人との料金交渉に関与させません。

**11. 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うために講じる措置**

当社では、信用格付業の業務に関して知り得た情報は、信用格付業を公正かつ的確に遂行するために必要と認められる目的のみに利用することとしています。当該情報がそれ以外の目的のために必要な場合は、別途格付関係者の承諾を得た上で、当該情報を取得することとしています。

当社では、信用格付業の業務に関して知り得た秘密（以下、「機密情報」といいます。）を記した機密文書を指定し、その取扱いに際しては、アクセス権を設定しているほか、保管・持出・廃棄の方法について定めています。また、当社を退職した役職員についても機密情報の漏洩がないよう、必要な措置を講じております。

**12. 信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置**

当社では、苦情を適切かつ迅速に処理するため、外部からの苦情は下記の部署にて一元的に受け付け、管理しています。

[苦情等窓口]

〒104-0064 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

日本格付研究所 情報サービス部

電話番号:03-3544-7013

13. 監督委員会の運営方針並びに委員の氏名及び選任方法（独立委員の独立性に関する考え方を含む。）

(1) **監督委員会の運営方針**

監督委員会は、信用格付業者として当社が整備しなければならない業務管理体制の要件を満たすための措置が適切に講じられることを確保することを目的とし、定期的に開催していますが、必要あるときは随時開催することとしています。

監督委員会は、業務管理体制の要件を満たすための措置が適切に講じられていないと判断した場合、取締役会に対して当該事項に係る改善勧告を行います。

(2) **監督委員の氏名**

前述のとおりです。

(3) **監督委員の選任方法（独立委員の独立性に関する考え方を含む）**

監督委員は、以下の要件を満たし、取締役の推薦により取締役会の決議にて選任されます。

- ① 十分な社会経験を有し、法令等遵守体制の整備に係る知見を有していること。
- ② 監督委員の過半数は金融の専門的知識を有していること。

独立委員の独立性は、以下の要件を加えることにより確保されています。

- ① 独立委員は、当社、当社の子法人、当社を子法人とする他の法人又は当社を子法人とする他の法人の子法人（当社を除く。）の役員（監査役又は監事その他これらに準ずる者を除く。）又は使用人（以下「関係役員等」といいます。）でなく、かつ過去5年以内に関係役員等となったことがない者。なお、「子法人」とは、議決権の過半数を保有している関係があれば、介在している法人の数を問わず、いわゆる孫会社、曾孫会社等も「子法人」に含まれるものとします。独立委員のうち少なくとも1名は当社の格付を利用している者であることとします。
- ② 独立委員の報酬金額は会社の格付業務の実績の影響を受けません。

14. 信用格付業者並びにその役員及び使用人が遵守すべき行動規範

当社では、信用格付業者並びにその役員及び使用人が遵守すべき行動規範を定め、全文を当社のウェブサイトのサブカテゴリー「J C R行動規範」  
(<https://www.jcr.co.jp/criterion.html>) に掲載しています。

#### **IV. 格付方針等の概要**

当社の格付方針等の概要については、当社のウェブサイトのサブカテゴリ「格付関連情報」(<https://www.jcr.co.jp/rrinfo/>)をご参照ください。

#### **V. 関係法人及び子法人の状況に関する事項**

記載すべき関係法人及び子法人はありません。